

令和 6 年度

第 9 回大多喜町農業委員会総会議事録

大多喜町農業委員会

大多喜町農業委員会議事録

令和6年12月6日、大多喜町農業委員会会長 渡辺忠洋は、令和6年度第9回農業委員会総会を大多喜町役場第1・2会議室に招集した。

＜会議に付した議案＞

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願について

議案第3号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画について

＜報告事項＞

報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

報告第2号 非農地判断について

報告第3号 利用権の終了（農用地利用集積計画）について

＜出席委員＞（9名）

1 番委員：加藤 浩明

2 番委員：中村 康之

3 番委員：渡邊 さなえ

4 番委員：森 久雄

5 番委員：井口 峰幸

7 番委員：小高 一哲

8 番委員：齊藤 一生

9 番委員：矢代 とみ江

10 番委員：渡辺 忠洋

＜欠席委員＞（1名）

6 番委員：江澤 正久

＜出席職員＞

【事務局長】秋山 賢次 【事務局】鈴木 健司 寺井 絵里

事務局長 (秋山)	開 会 (午後 1 時 31 分) 本日はお忙しいところご出席をいただき、ありがとうございます。 ただ今から、令和 6 年度第 9 回大多喜町農業委員会総会を開会いたします。 本日は、9 名のご出席をいただいておりますので、農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項の規定により本会議は成立いたします。 それでは、大多喜町農業委員会会議規則第 5 条第 1 項の規定により渡辺会長に議長をお願いします。 よろしくお願いします。
議 長 (渡辺会長)	(渡辺会長あいさつ) それでは、議事日程 3 の「議事録署名人の指名」について、大多喜町農業委員会会議規則第 13 条第 2 項の規定により議事録署名人を指名いたします。 1 番の加藤委員と 2 番の中村委員をお願いします。 早速、議事日程 4 の「議件」に入らせていただきます。 なお、質問のある方は、挙手をして許可を得た後、発言されるようお願いいたします。 議案第 1 号、「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題といたします。 事務局から説明をお願いします。
事務局 (寺井)	1 頁をお開きください。 議案第 1 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」 下記のとおり、農地法第 3 条の規定による許可申請があったので、その可否について意見を求める。 番号 3－2 2。所在：庄司地先 3 筆。地目：田。地積：931㎡。 譲渡人：町外の方。譲受人：町外の方。事由：譲渡人/20 数年前、近隣の土地、家屋を売却した際農地の売買も約束した。譲受人/20 数年前、家族が近隣の土地、家屋を購入しており、耕作のため農地を求めたい。権利内容：所有権移転。 番号 3－2 3。所在：宇筒原地先 3 筆。地目：田。地積：4,682 ㎡。 譲渡人：町外の方。譲受人：町内の方。事由：譲渡人/耕作困難であり、譲受人の希望により譲渡したい。譲受人/以前から耕作をしており、引き続き耕作をしたいため。権利内容：所有権移

	転。 事務局からの説明は以上です。
議 長 (渡辺会長)	議案第1号、番号3-22については、森委員が現地調査を担当されましたので、報告をお願いします。
森 委 員 (4 番)	議案第1号、番号3-22について、11月23日午に現地調査を行ってきましたので報告します。 申請地は資料の位置図・案内図に示してある場所となります。 数年前から譲受人が管理しており、現況は栗などの果樹が植えてありました。 問題はないと思います。 ご審議の程お願いいたします。 ご質問のある方は発言をお願いいたします。
井 口 委 員 (5 番)	譲受人は町外に住んでいるが、栗等なら手間がかからないので、週末等で田舎暮らしをするということによってよろしいでしょうか。
事 務 局 (寺 井)	この方は、2拠点生活をしており、現在も週末は町内で生活をしているそうです。
議 長 (渡辺会長)	他に質問はありますか。 それでは特にご質問がないようですので、番号3-22について許可することとしてご異議ございませんか。
議 場	———— 「異議なし」の声あり ————
議 長 (渡辺会長)	異議なしと認め、番号3-22につきましては許可することで決定いたします。 続きまして、議案第1号、番号3-23については、渡邊委員が現地調査を担当されましたので、報告をお願いします。
渡 邊 委 員 (3 番)	議案第1号、番号3-23について、11月29日に譲受人と事務局と現地調査を行ってきましたので報告します。 申請地は資料の位置図・案内図に示してある場所となります。 現況は、譲受人が耕作をしております。 問題はないと思います。 ご審議の程お願いいたします。

議 長 (渡辺会長)	ご質問のある方は発言をお願いいたします。 それでは特にご質問がないようですので、番号３－２３について許可することとしてご異議ございませんか。
議 場	———— 「異議なし」の声あり ————
議 長 (渡辺会長)	異議なしと認め、番号３－２３につきましては許可することで決定いたします。 続きまして、議案第２号「農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願について」を議題といたします。 事務局の説明をお願いします。
事 務 局 (寺 井)	２頁をご覧ください。 議案第２号「農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願について」次のとおり、農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願の提出があったので、審議を求める。 番号６－１８。所在：宇筒原地先１筆。地目：田。地積１１２㎡。 利用状況：昭和４７年に元地番の宇筒原２３５に店舗が建築された。又平成４年に元地番が分筆され、隣接の宅地と一体的に利用してきた。 事務局からの説明が終わりました。
議 長 (渡辺会長)	番号６－１８については、渡邊委員が現地調査を担当されましたので、報告をお願いします。
渡 邊 委 員 (３ 番)	議案第２号 番号６－１８について、１１月２９日に事務局と所有者の親族と現地調査を行ってきましたので報告します。 申請地は資料の位置図・案内図に示してある場所となります。 申請地には、昔はお店があったようで、現在は宅地と一体的に利用されております。 問題はないと思います。 ご審議の程お願いいたします。
議 長 (渡辺会長)	ご質問のある方は発言をお願いいたします。 質問が無いようですので、番号６－１８について非農地として判断することとしてご異議ございませんか。
議 場	———— 「異議なし」の声あり ————

議 長 (渡辺会長)	異議なしと認め、番号 6 - 1 8 につきましては非農地として判断 することで決定いたします。 続きまして、議案第 3 号「農地中間管理事業の推進に関する法律第 1 9 条第 3 項の規定による農用地利用集積等促進計画について」を議題といた します。なお、本案件は〇〇委員が関係する案件ですので、農業委員会等 に関する法律第 3 1 条「議事参与の制限」の規定により、当該案件の審議 の開始から終了までは〇〇委員には退室していただきます。 【〇〇委員退室】 事務局の説明をお願いします。
事 務 局 (寺 井)	3 頁をご覧ください。 議案第 3 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第 1 9 条第 3 項の規定 による農用地利用集積等促進計画について、次のとおり促進計画案について 審議を求める。 番号 6 - 4 0 所在：久我原地先 4 筆。地目：田。地積：5, 291 m²。 貸付人：町内の方。借受人：町内の方。転貸人：千葉県園芸協会。 借賃：米 2.5 俵。期間：5 年間。新規。 番号 6 - 4 1 所在：久我原地先 1 筆。地目：田。地積：624 m²。 貸付人：町内の方。借受人：町内の方。転貸人：千葉県園芸協会。 借賃：なし。期間：5 年間。耕作者変更。
議 長 (渡辺会長)	番号 6 - 4 2 所在：久我原地先 1 筆。地目：田。地積：2, 353 m²。 貸付人：町内の方。借受人：町内の方。転貸人：千葉県園芸協会。 借賃：1 俵／筆。期間：5 年間。新規 なお、借受人の農業用機械等の状況は備考欄に記載のとおりです。 事務局からの説明は以上です。
議 場 議 長 (渡辺会長)	事務局からの説明が終わりました。 ご質問のある方は発言をお願いいたします。 ご質問がないようですので、議案第 3 号は原案どおり決定するこ とにご異議ございませんか。 ———— 「異議なし」の声あり ———— 異議なしと認め、議案第 3 号は原案どおり決定することとしま

事務局 (寺井)	す。 〇〇委員の入室を認めます。 【〇〇委員入室】 議件は以上でございます。 それでは議事日程 5「報告事項」について事務局よりお願いいたします。 報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による相続の届出について、次のとおり、受理したことを報告する。 資料のとおり10件の届出を受理しました。 あっせんの希望はありませんでした。 報告第2号 非農地判断について、次の土地は、調査の結果農地法第2条第1項の農地に該当しない土地であることが確認されており、所有者から申請があり非農地の通知を行ったので報告する。 2件の申請があり、非農地として回答しました。 報告第3号 利用権の終了について、次のとおり、通知があったことを報告する。 資料のとおり1件の利用権の終了処理をしました。 報告事項は以上となります。
議長 (渡辺会長)	以上、報告事項でございますので、ご了承いただきたいと思います。 続きまして議事日程6「その他」に入ります。 事務局何かございますか
事務局 (寺井) 事務局 (鈴木)	農業者年金の個別訪問について依頼。 地域計画の進捗状況等についての報告。
議長 (渡辺会長)	以上をもちまして議長の職を解かせていただきます。ご協力ありがとうございました。

事務局 長 (秋山課長)	以上をもちまして、本日の総会を閉会いたします。 お疲れ様でした。 閉 会（午後 2 時 1 2 分）
-------------------------	--

以上会議の経過を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和6年12月6日

議長 渡辺 忠洋

署名委員 中村 康之

署名委員 加藤 浩明